

和東町地域力創造アドバイザーマッチングと地域力創造推進支援業務
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、和東町地域力創造アドバイザーのマッチングと地域力創造推進支援業務（以下「本業務」という。）を委託する事業者を選定するための企画提案について、参加事業者が仕様等を十分理解し、本業務の円滑化とサービスが的確に履行できる能力を有するかを審査することを目的として、その手続き等の実施に係る必要な事項を定めたものである。

1. 本業務の名称

和東町地域力創造アドバイザーマッチングと地域力創造推進支援業務

2. 本業務の実施場所

和東町内

3. 本業務の期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4. 本業務の内容

別紙「和東町地域力創造アドバイザーマッチングと地域力創造推進支援業務 特記仕様書」のとおり

5. 事業者の選定

事業者の選定は、参加された事業者より提出された企画提案書等をもとに、「和東町地域力創造アドバイザーマッチングと地域力創造推進支援業務」委託請負事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が、選定基準に基づいて審査し、本業務を最も的確に遂行できると判断される事業者1社を第一優先交渉権者として選定し、随意契約を締結するものとする。

6. 事業者の参加資格及び留意事項

（1）基本的要件

次に掲げる要件を全て満たしている事業者であること。

- （1）民間企業等で委託事業を遂行するに足る能力（実績・ノウハウ）を有する者であること。
- （2）過去に他の自治体において、地域力創造アドバイザーによる地域力創造推進支援業務の実績があること。

（2）参加資格

- ①参加者は、本業務を受託・履行できる十分な知識及び技術を有する単独企業及び団体等とする。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による、更新手続き開始

の申立てをしていない者。

④民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による、再生手続き開始の申立てをしていない者。

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

（3）参加に関する留意事項

①提出書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、提出された書類は返却しないものとする。

②本プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

7. 委託料

委託料の上限は、金720,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

8. 質疑応答

（1）質問方法

質問書（様式5）により、令和8年1月9日（金）（令和7年12月27日（土）から令和8年1月4日（日）を除く。）午後5時までにFAX（0774-78-2799）でのみ行うものとし、期限を過ぎた質問には回答しないものとする。質問がない場合は提出不要とする。質問者は、FAX送信後速やかに連絡すること。本町は機器に起因するトラブルについては一切の責任を負わないものとする。

なお、電話、口頭による質問は一切受け付けない。

（2）質疑回答

質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者に対して回答することとし、共通的事項を含む場合は、本町ホームページにて公表する。

（3）その他

①審査委員の役職・氏名に関する質問には、一切応じない。

②他の参加者に関する質問については、一切応じない。

9. 参加申込の手続き等

本プロポーザルへの参加申込を希望する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。なお、各様式等については、まちづくり応援課の窓口にて受け取るか、本町ホームページからダウンロードすること。

（1）プロポーザル参加申込書（様式1）

◆提出部数 1部

◆提出期限 令和8年1月15日（木）午後5時必着

（2）企画提案書一式

◆提出部数 各5部

◆提出期限 令和8年1月22日（木）午後5時必着

①企画提案書（様式2）

様式2を表紙にして、A4版・縦型・横書き・左とじで作成するものとし、様式は任意とする。なお、ページ数は15頁以内（表紙含む）とし、プレゼンテーションの時間（説明15分）も考え簡潔に分かり易く作成すること。

②事業の実施体制（様式3）

③委託業務に係る経費の見積書（様式4）

④同種・類似業務の実績（任意様式）

⑤業務の実施方針及びフロー（任意様式）

⑥業務工程表（任意様式）

⑦企業・団体等に関する書類

- ・登記簿謄本（法人格を有しない場合は、これに類するもの）
- ・定款又は寄付行為（法人格を有しない場合は、これに類するもの）
- ・直近の決算書又はこれに類する書類
- ・企業等の概要がわかる資料（パンフレット等）

（3）提出方法

簡易書留郵便又は持参による。

（4）提出先

京都府相楽郡和束町大字釜塚小字生水14番地2

和束町役場 まちづくり応援課

電話 0774-78-3002 FAX 0774-78-2799

（5）企画提案者の選定

応募事業者が4社以上の場合は、選定委員会において提出書類を審査し、プレゼンテーションを行う業者を3社程度に選定します。

（6）プレゼンテーション参加要請書の交付

上記審査において選定された参加者にプレゼンテーション参加要請書を郵送にて交付します。（同日に電話で連絡します。）

10. 資格喪失

以下の場合は、参加資格を失うものとする。

- （1）企画提案書を提出期限までに提出しなかった者
- （2）町が提示した委託料を超える見積を提出した者
- （3）参加資格の規定に適合しなくなった者
- （4）提出書類に虚偽の記載や押印を欠くなど参加条件に違反する行為があった者
- （5）その他不正な行為があったと町が認めた者

11. 審査及び結果通知

（1）審査方法

選定委員会において、企画提案書等の書面及びヒアリングによる審査を行う。審査は、応募者によるプレゼンテーションと質疑応答を実施し、選定基準に基づき審査を

実施する。選定委員会は、ヒアリング等による審査後、各選定委員会の評価に基づき、全員の評価点の合計が最も高い応募者を第一優先交渉権者として選定する。

(2) 結果通知等

- ①審査結果は応募者の全てに対し、書面にて通知します。
- ②審査内容及び選定結果に対する問い合わせ及び異議については、一切応じないものとしますので了承の上御参加ください。
- ③審査の結果、適切な事業者がいない時は、委託事業者なしとした上で再募集を行います。

1 2. 選定基準

- (1) 企画提案者を選定するための評価基準は以下のとおりとする。なお、選定基準についての質疑は受け付けません。

評価項目	配点
会社概要（提案者の継続性）	10点
遂行能力（事業の実績・実施体制・実施スケジュール）	30点
提案内容（支援内容全般）	40点
次年度以降の展望について	10点
見積書の金額について	10点
評価点合計	100点

1 3. 契約の締結

- (1) 選定された受託予定者は、随意契約（地方自治法施行令第167条の2）により、業務委託契約を締結する第一優先交渉権者となる。
- (2) 第一優先交渉権者は、提案した内容を保証するものとし、提案内容を実現できなかった場合は、実現できるよう無償で措置を行うものとする。
- (3) その他の詳細な手続きは、別途協議の上決定するものとする。

1 4. スケジュール

項 目	日 程
企画提案実施要領配付期限	令和8年 1月15日（木）
質問書提出期限	令和8年 1月 9日（金）
参加申込書提出期限	令和8年 1月15日（木）
企画提案書提出期限	令和8年 1月22日（木）
企画提案書プレゼンテーション	令和8年 1月下旬予定
選定事業者決定通知	令和8年 2月上旬予定

※日程等は、変更する場合があります。

1 5. その他

- (1) 提案にあたっては、著作権等第三者の権利にかかわるものの使用については参加事業者の責任において処理すること。

- (2) 提出種類は、プロポーザルを行う必要な範囲内において複製、複写することがあります。
- (3) 事業者は、業務上知り得た一切の情報を他に漏らす、又は自ら利用してはならない。
- (4) 本業務の遂行にあたっては、本町と十分協議しスケジュール等その他必要事項を決定するものとする。